

「IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方」 事業者ヒアリングに関するご説明資料

公開ヒアリング

2020年11月17日
ソフトバンク株式会社

- 1 第一種指定電気通信設備制度を適用する事業者の範囲**
 - (1) 指定事業者を決定するための加入者回線の占有率を算定する範囲について**
 - (2) 加入者回線の占有率の考え方について**

- 2 第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲**
 - (1) 基本的な考え方について**
 - (2) 県間通信用設備について**

論点

- (1) 指定事業者を決定するための加入者回線の占有率を算定する範囲について
- 加入者回線の占有率を算定する範囲（単位指定区域）について、引き続き都道府県の範囲とすることが適切か。

弊社の考え

- 電話サービスにおける下記の環境変化を踏まえると算定範囲を引き続き都道府県単位とすべき合理性は低いと考えます。
 - ① 同一都道府県に終始するトラフィックの減少
 - ② IP網移行に伴う都道府県単位の接続から東西2箇所の接続への移行
 - ③ 東西2箇所を接続点とするインターネット通信サービス（IPoE）の普及 等
- 但し、今回の検討は電気通信事業法におけるボトルネック性を起因とした指定設備に関する規定に関するものであり、NTT東西殿が地域電気通信事業を経営することを目的として規定するNTT法に影響を及ぼすものではない認識です。従って、今回の整理をもってNTT東西殿の業務範囲規制がなし崩し的に緩和されることは認められず、NTT法に定める活用業務として県間通信役務が提供される事が前提と考えます。

論点

- (1) 指定事業者を決定するための加入者回線の占有率を算定する範囲について
- 都道府県が適切でないとは判断する場合、地域ブロックや東日本・西日本、全国など今後どのような範囲で加入者回線の占有率を算定すべきか。

弊社の考え

- ・ 前項で述べた通り、電話サービス・インターネットサービス双方において東西2箇所での接続がベースとなっていることに鑑みると、算定範囲は東日本・西日本とする事が適切と考えます。

論点

- (2) 加入者回線の占有率の考え方について
- 加入者回線の占有率の基準の見直しの必要性について、どのように考えるべきか。

弊社の考え

- ・ 加入者回線（メタル＋光ファイバ）の過半数を有していれば、常に他事業者より多くの加入者回線を有するため交渉上優位であることや、独占禁止法における「独占的状態」の基準においても「50%超」が基準が採用されていることから、現時点において占有率の基準を変更する必要性は無いと考えます。

論点

(1) 基本的な考え方について

- ネットワーク構成及び接続の実態が都道府県であることを前提とした考え方を今後も継続することが適当か。

弊社の考え

- 電話サービスにおける下記の環境変化を踏まえると「ネットワーク構成及び接続の実態が都道府県であることを前提とした考え方」を今後も継続する合理性は低いと考えます。
 - ① 同一都道府県に終始するトラフィックの減少
 - ② IP網移行に伴う都道府県単位の接続から東西2箇所の接続への移行
 - ③ 東西2箇所を接続点とするインターネット通信サービス（IPoE）の普及 等
- 但し、今回の検討は電気通信事業法におけるボトルネック性を起因とした指定設備に関する規定に関するものであり、NTT東西殿が地域電気通信事業を営営することを目的として規定するNTT法に影響を及ぼすものではない認識です。従って、今回の整理をもってNTT東西殿の業務範囲規制がなし崩し的に緩和されることは認められず、NTT法に定める活用業務として県間通信役務が提供される事が前提と考えます。

論点

(2) 県間通信用設備について

- 現在の状況等を踏まえ、他社設備を利用しているものと自己設置のものが存在する県間通信用設備を指定設備制度の対象とすることについて、どのように考えるか。

弊社の考え

- IP網移行後の電話サービスやインターネット通信サービス（IPoE）においては東西2箇所における接続が基本となっています。これはネットワーク構成における経済的合理性の観点から、県間通信設備を利用し複数の県を集約する方向で事業者間で合意されたものであり、その意味においてNTT東西殿の県間通信用設備は不可避的（補足1）に利用されます。
- 従って、県間通信用設備に関しては指定設備化が望ましいと考えますが、他社調達設備があることも考慮すると、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」として位置付けるなど、自己設置設備と一体的に接続料を設定することが適切と考えます。
- 但し、NTT東西殿が地域電気通信事業を営営することを目的として規定するNTT法の趣旨は当然遵守されるべきであり、今回の整理をもってNTT東西殿の業務範囲規制がなし崩し的に緩和されることは認められず、NTT法に定める活用業務として県間通信役務が提供される事が前提と考えます。

全国集約か単県POIかの選択肢はあっても、経済的合理性の観点において、トラヒックの少ない地域エリアや中小規模事業者にとっては全国集約POIの利用が不可避

NTT東西殿「経済的な複製可能性」試算結果分析

15

全国集約POIはトラヒック増によるコスト増加率が単県POIより高い
一方トラフィックが一定以下であれば全国集約POIが有利といえる

トラフィックの少ない地域エリアや中小規模事業者にとっては、
経済的な複製可能性はあるとは言えない



第27回接続料の算定に関する研究会 資料27-3 p7およびp8

EOF